

申請に基づく処分に係る審査基準及び標準処理期間（条例等）

条例又は規則名及び条項	処分の概要	担当課名
盛岡市中央卸売市場業務 規程(昭和46年条例第51 号)第25条第1項	仲卸しの業務の相続の認可	中央卸売市場業務課

1 審査基準は、次のとおりとする。

仲卸業者が死亡した場合において、相続人（相続人が2人以上ある場合において、その協議により当該仲卸業者の仲卸しの業務を承継すべき相続人を定めたときは、その者）が被相続人の行なっていた仲卸しの業務を引き続き営もうとするときは、市長の認可を受けなければならない。

認可申請は、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- (1) 氏名、住所及び被相続人との続柄
- (2) 被相続人の氏名及び住所
- (3) 引き続き営もうとする仲卸しの業務に係る取扱品目の部類
- (4) 相続開始の日

2 標準処理期間は、30日とする。

備考 条例又は規則に規定されている条文やその解釈に関する文書を閲覧したい方は、申し出てください。